（案）

契 約 書

物品の売買について、買受人　群馬県立農林大学校長　砂盃　徹　を甲とし、売渡人○○○○○○　を乙として次の条項により契約を締結する。

（契約の対象となる物品名等）

第１条　契約する物品名、契約金額、履行期限および納入場所等は、次のとおりとする。

①　物品名　スチームコンベクションオーブン
　　品質及び規格　仕様書のとおり
　　数量　仕様書のとおり

②　契約金額は、金　　円で、うち消費税額及び地方消費税額は、金　　円とする。
　　消費税額及び地方消費税額は消費税法第 28 条第１項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出したもので、本体価格に 100 分の 10 を乗じて得た額である。（円未満の端数は切捨て）

③　履行期限　令和８年１２月２５日

④　納入場所　群馬県立農林大学校　農産・加工実習棟　農産・加工実習室

（納入及び検査）

第２条　乙は、物品を納入しようとするときは、その旨を甲に通知し、納品の日から 10 日以内に甲の指定する検査員の検査を受けなければならない。

（契約代金の支払）

第３条　甲は、前条の検査を完了し、納入を受けたときは、乙からの適法な支払請求書を受理した日から起算して 30 日以内に契約代金を支払うものとする。

（延期の特約）

第４条　乙は、天災、その他、その責めに帰することができない理由により、期間内に契約を履行することができない場合は、甲に対して遅滞なく理由を付して、その履行の延期を求めることができる。

（契約変更）

第５条　甲は、必要があるときは、本契約の内容を変更し、又はその全部若しくは一部の履行を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認めるときは、甲は本契約の履行期限若しくは契約金額を変更し、又は必要な費用を負担しなければならない。

２　前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償するものとする。この場合における賠償額は、甲と乙が協議して定める。

（遅延利息）

第６条　乙の責めに帰する理由により、第１条の履行期限までに現品を納入しない場合は、乙は、甲に対し遅延利息を支払うものとする。

２　前項の遅延利息の額は、履行期限の到来の日の翌日から納入する日までの日数に応じ、未納部分の契約金額相当額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定に基づく割合で計算した額とする。

（契約の解除等）

第７条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは契約を解除することができる。

(1)　契約の履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に契約を履行する見込みがないとき。

(2)　契約の履行に着手すべき時期を過ぎても着手しないとき。

(3)　契約の履行について不正の行為があったとき。

(4)　乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という）であると判明したとき。

(5)　本契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等（以下「下請契約等」という）の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。

(6)　その他この契約書の条項に違反したとき。

２　甲は、前項各号の規定により契約を解除したとき（同項第１号又は第２号に該当する場合にあっては、乙の責めに帰すべき理由がある場合に限る。）は、乙に対し違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当す

る額の支払いを求めることができる。
3　甲は第１項各号の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。

（談合等不正行為があった場合の解除等）
第８条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは契約を解除することができる。
(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第３条又は第８条第１項第１号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う同法第７条又は第８条の２の規定による排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合は、同法第７条の２第１項の規定による課徴金納付命令）又は同法第 85 条第１項の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
(2) この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法第９６条の６又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 89 条第１項若しくは第 95 条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。
2　乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき契約金額の 100 分の 20 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
3　乙が第１項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項の規定する違約金を超えなお存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。
4　前条第３項の規定は、第１項の規定による解除の場合に準用する。

（違約金等の遅延利息）
第９条　乙が、第７条第２項並びに第８条第２項及び第３項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年３％の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（契約不適合責任）
第 10 条　甲は、納入された物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、甲の指定した方法により乙に対して、修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求（以下、「追完請求」という。）することができる。
2　甲は、本物品が契約不適合により、本契約の目的が達成できないと判断する場合、前項に定める追完請求を行うことなく甲の選択により、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができる。
3　甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った日から１年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（暴力団等による不当介入があった場合の届出義務）
第 11 条　乙は、乙又は本契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

（財務規則の適用）
第 12 条　この契約に定めのない事項については、群馬県財務規則（平成３年群馬県規則第 18 号）の定めによるものとし、なお、疑義があるときは、甲と乙が協議して定める。

以上、契約の証として本証書２通を作成し、甲乙記名押印して各自その１通を保有するものとする。

令和８年　〇月　〇日

甲　住　所　群馬県高崎市箕郷町西明屋１００５
　　氏　名　群馬県立農林大学校　校長　砂盃　徹　　㊞

乙　住　所
　　氏　名　　㊞

※契約書には仕様書を添付すること。